

金属アーク溶接等作業についてのチェックシート

対象欄の「全作業」は全作業場、「屋内①」は屋内の継続している作業場、「屋内②」は屋内の毎回異なる作業場、「屋外」は屋外の作業場を対象項目

| NO | 対象 | 内容 | 関連法規 | チェック○× | 備考 |
|-----|--------|--|--------------------|---|-----------------------------|
| 1 | 全作業 | 金属アーク溶接を行っていますか | (特定化学物質 別表第1 34の2) | ○は2へ、×は以下不要 | 令和2年7月31日改正 |
| 2 | 屋内① | 屋内の継続している作業ですか | | ○は3-1へ進む | 個人ばく露測定が必要 |
| | 屋内② | 建築中の建物内部等で当該建築工事等に付随する金属アーク溶接等作業であって、同じ場所で繰り返し行われたいものを行う屋内作業場ですか | | ○は3-2へ進む | |
| | 屋外 | 屋外の作業ですか | | ○は8へ進む | |
| 3-1 | 屋内① | 全体換気装置（プッシュプル型換気装置・局所排気装置を含む）が設置されているか、1月を超えない期間ごとに点検が必要 | (特化則第38条の21第1項) | 4へ進む | 設置要 2021年(令和3年)3月31日まで |
| 3-2 | 屋内② | 全体換気装置（プッシュプル型換気装置・局所排気装置を含む）が設置されているか、1月を超えない期間ごとに点検が必要 | (特化則第38条の21第1項) | 8へ進む | 設置要 2021年(令和3年)3月31日まで |
| 4 | 屋内① | 新規、または作業方法を変更する屋内の金属アーク溶接等作業ですか。（①溶接方法の変更、②溶接材料、母材や溶接場所の変更によりヒュームの濃度に大きな影響がある） | | ○は6-2へ進む、×は5へ進む | |
| 5 | 屋内① | 既存の金属アーク溶接等作業（屋内の継続している作業場）ですか。 | | 6-1へ進む | |
| 6-1 | 屋内① | 個人ばく露測定を実施していない屋内作業場ですか。 | | ○は6-2へ進む、×は9へ進む | 測定要 2022年(令和4年)3月31日まで |
| 6-2 | 屋内① | 個人ばく露測定により、空气中的溶接ヒュームの濃度測定を実施 (注) 第1種作業環境測定士、作業環境測定機関等により実施 | (測定等告示第1号) | 6-3へ進む | 測定要 2022年(令和4年)3月31日まで |
| 6-3 | 屋内① | 測定結果 0.05mg/m ³ 以上 換気装置の風量の増加その他の措置を実施 ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更・集じん装置による集じん ・移動式送風機による送風 による措置を含む | (特化則第38条の21第3項) | ○は、6-2へ戻り測定を行い、その結果にかかわらず7へ進む。×は6-4に進む。 | |
| 6-4 | 屋内① | 測定結果 0.05mg/m ³ 未満 有効な呼吸用保護具を選択し労働者に使用させる | | 7へ進む | |
| 7 | 屋内① | 呼吸用保護具の種類が面体を有している場合、フィットテストを実施（1回/年以内） | (測定等告示第2号) | 9へ進む | 実施要 2022年(令和4年)3月31日まで |
| 8 | 屋内②、屋外 | 有効な呼吸用保護具を労働者に使用させる | (特化則第38条の21第5項) | 9へ進む | 実施要 2022年(令和4年)3月31日まで |
| 9 | 全作業 | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者を選任していますか | (特化則第27条、28条) | | 選任が必要 2022年(令和4年)3月31日まで |
| 10 | 全作業 | 特殊健康診断（6月以内）を実施していますか。（5年保管） | (特化則第39条～42条) | | 実施要 2021年(令和3年)4月1日から |
| 11 | 全作業 | 安全衛生教育（雇入れ、作業内容の変更時） | (安衛則第35条) | | 実施要 2021年(令和3年)3月31日までに |
| 12 | 全作業 | ぼろ等の処理（ぼろ、紙くず等をふた付きの不浸透性容器に収める） | (特化則第12条の2) | | 実施要 2021年(令和3年)3月31日までに |
| 13 | 全作業 | 不浸透性（コンクリート、鉄板等）の床の設置 | (特化則第21条) | | 実施要 2021年(令和3年)3月31日までに |

| NO | 対象 | 内容 | 関連法規 | チェック○× | 備考 |
|----|-----|------------------------------------|----------------|--------|----------------------------|
| 14 | 全作業 | 立入禁止措置（関係者以外立入禁止と表示を行う） | （特化則第24条） | | 実施要 2021年(令和3年)3月31日までに |
| 15 | 全作業 | 運搬貯蔵時の容器等の使用等（堅固な容器） | （特化則第25条） | | 実施要 2021年(令和3年)3月31日までに |
| 16 | 全作業 | 休憩室の設置（作業場以外の場所に設置） | （特化則第37条） | | 実施要 2021年(令和3年)3月31日までに |
| 17 | 全作業 | 洗浄設備の設置（洗顔、洗身またはうがいの設備、更衣設備、洗濯の設備） | （特化則第38条） | | 実施要 2021年(令和3年)3月31日までに |
| 18 | 全作業 | 喫煙または飲食の禁止（表示を行う） | （特化則第38条の2） | | 実施要 2021年(令和3年)3月31日までに |
| 19 | 全作業 | 有効な呼吸用保護具の備え付け等（6-4、7による） | （特化則第43条、第45条） | | 実施要 2021年(令和3年)3月31日までに |

別途、じん肺法によって、じん肺健康診断が必要です。